

## 公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

企画提案書の提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上提出してください。

平成 31 年 4 月 5 日

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 福島 武彦

### 1 業務名

霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務

### 2 業務内容

霞ヶ浦環境科学センター交流サロンを拠点として、霞ヶ浦流域において水環境の関わる様々な人々が交流や情報交換を行い、ネットワークを形成していくことができる場所と機会の提供をする交流促進事業の企画・運営

#### (1) 流域連携のための催事（シンポジウム・意見交換会）の開催

霞ヶ浦流域の多様な主体（行政，市民，農林漁業者，事業者，市民団体等）の連携を促進するためのシンポジウム及び意見交換会を開催する。

##### ① 参加対象者

霞ヶ浦の生態系サービス（自然の恵み）を享受している農林漁業者，事業者，市民，市民団体等）と関係行政機関

##### ② 想定される内容

各主体の霞ヶ浦に関連する事業・活動紹介，意見交換，シンポジウム等

##### ③ 実施回数

シンポジウム：1回以上，意見交換会：3回以上

#### (2) 水辺環境に対する関心を深めるための催事の開催

環境学習，自然観察会等を複数団体と連携して開催し，参加者の水辺環境に対する関心を深めるとともに，団体間の交流促進や活動力の強化を図る。

##### ア 参加対象者

県民

##### イ 想定される内容

楽しく体験しながら霞ヶ浦や水環境に対する関心を深めることを目的とする事業の企画・運営

##### ウ 実施回数

3回以上

### 3 履行期限

契約締結の日から平成 32 年 3 月 17 日（火曜日）まで

### 4 資格要件

次に掲げる要件を全て満たすNPO等（特定非営利活動法人，ボランティア団体，公益法人等の民間非営利法人組織）とする。

(1) 茨城県内に主たる事務所を有し，茨城県内を中心に活動している組織・団体等であること。

(2) 交流サロン交流促進事業及び森林湖沼環境税の趣旨を理解し，業務を的確に遂行する意欲や能力を有していること。

(3) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施している組織・団体ではないこと。

- (4) 定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする組織・団体等でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者でないこと。

## 5 審査方法

霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。 ) 「6 選定方法等」を参照すること。

## 6 担当部課等

- (1) 住 所 〒300-0023  
茨城県土浦市沖宿町 1853 番地
- (2) 担 当 茨城県霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課
- (3) 連絡先 電話：029-828-0961, F A X：029-828-0967

## 7 募集要項の交付期間及び交付場所

### (1) 交付期間等

平成 31 年 4 月 5 日（金曜日）から平成 31 年 4 月 19 日（金曜日）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（4 月 19 日（金曜日）は正午まで）とする。ただし月曜日（その日が国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日にあたるときは、その日の直後の休日でない日）を除く。

### (2) 交付場所

前記「6 担当部課等」に同じ

なお、募集要項は、茨城県物品役務等入札情報サービス、茨城県霞ヶ浦環境科学センターホームページ（URL は下記）からダウンロードすることもできる。

URL： <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

URL： <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kasumigauraesc/index.htm>

## 8 プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限

### (1) 提出書類

募集要項のとおり

### (2) 提出先

前記「6 担当部課等」に同じ。

### (3) 提出期限

平成 31 年 4 月 19 日（金曜日）正午まで

### (4) 提出方法

持参又は郵送（期限必着）による。

## 9 質疑受付・回答

(1) 募集に関する質疑については、質問書（様式第 6 号）により F A X で茨城県霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課（F A X：029-828-0967）宛提出するものとする。

### (2) 質疑受付期間

平成 31 年 4 月 5 日（金曜日）から平成 31 年 4 月 12 日（金曜日）午後 5 時まで

### (3) 回答方法

平成 31 年 4 月 16 日（火曜日）午後 5 時までに F A X により回答する。

## 10 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) プロポーザルの作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出されたプロポーザルは返却しない。また、複数の企画提案書の提出は不可とする。
- (3) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更，差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 詳細は説明書による。